

## 第1章 調査の概要

### 1 目的

本県では、平成13年3月に策定した「健康日本21あいち計画」において、たばこ対策の一つとして「公共の場所等における分煙の徹底」掲げ、公共の場所や職場における禁煙、分煙を推進している。

その後、平成15年5月1日に施行された健康増進法第25条において、多数の人が利用する施設の管理者は受動喫煙防止に努めなければならないことが規定され、また、我が国が平成16年6月8日にWHO「たばこ規制枠組み条約」の第19番目の批准国となり、平成17年2月27日に発効されたことにより、受動喫煙の防止をより一層推進していく必要性が高まってきている。

これらの状況を踏まえ、県内の多数の人が利用する公共の場所等における受動喫煙防止対策の実施状況等を調査して実態を把握することにより、今後のたばこ対策を総合的、効果的に推進するための基礎資料とする。

### 2 調査方法

#### (1) 調査対象

ア 公共交通機関：県内に駅のある全鉄道業者

発送数	回収数	回収率
7	7	100%

イ 医療機関：病院（診療所を除く）許可病床数の3区分から層化無作為抽出

許可病床数	発送数	回収数	回収率
300床以上	44	36	81.8%
100～299床	72	58	80.6%
20～99床	84	68	81.0%
計	200	162	81.0%

ウ 社会福祉施設：保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、母子福祉施設、身体障害者施設、知的障害者施設、精神障害者施設、老人福祉施設の施設区分から層化無作為抽出

施設種別	発送数	回収数	回収率
保護施設	2	2	100%
婦人保護施設	2	2	100%
児童福祉施設	14	11	78.6%
母子福祉施設	7	5	71.4%
身体障害者施設	20	18	90.0%
知的障害者施設	27	22	81.5%
精神障害者施設	7	6	85.7%
老人福祉施設	121	110	90.9%
計	200	176	88.0%

工 金融機関：県内にある銀行、信用金庫から無作為抽出

発送数	回収数	回収率
200	139	69.5%

オ デパート、大型スーパーから無作為抽出

発送数	回収数	回収率
200	108	54.0%

カ レストラン、ファミリーレストランから無作為抽出

発送数	回収数	回収率
200	48	24.0%

キ ホテル、ビジネスホテル、観光ホテル、旅館から無作為抽出

施設種別	発送数	回収数	回収率
ホテル	108	46	42.6%
ビジネスホテル	30	10	33.3%
観光ホテル	19	7	36.8%
旅館	43	16	37.2%
合計	200	79	39.5%

ク その他の大型施設（美術館、博物館、図書館、スポーツ施設など）から無作為抽出

施設種別	発送数	回収数	回収率
美術館	11	6	54.5%
博物館	17	14	82.4%
図書館	20	18	90.0%
スポーツ施設	21	5	23.0%
コミュニティーセンター	31	23	74.2%
計	100	66	66.0%

ケ 事業所から無作為抽出

発送数	回収数	回収率
200	158	79.0%

コ 全施設合計

発送数	回収数	回収率
1,507	943	62.6%

(2) 調査方法

郵送配布、郵送回収による。

(3) 調査時期

平成16年8月

(4) 受動喫煙防止方法の分類

本調査における受動喫煙防止方法の分類は、平成15年5月に施行された健康増進法及び関係通知（厚生労働省）、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（厚生労働省）及び「職場における喫煙対策に関する指針」（人事院）に基づき、平成15年12月に策定した「愛知県立施設受動喫煙防止推進計画」に定める次に掲げるものとする。

ア 禁煙 … 施設全体又は施設内を全面禁煙とする。

イ 分煙 … 喫煙場所において次の対策を2つとも実施することをいう。

- ① 喫煙場所を完全に分割された空間とし、換気装置（換気扇等）で環境たばこ煙を強制喚起する。
- ② 喫煙場所から非喫煙場所へ環境たばこ煙が完全に流れ出ないようにする。

※環境たばこ煙：空気中に拡散したたばこの煙。喫煙者が吸い込む煙（主流煙）と吐き出した煙（呼出煙）、たばこの先から立ち上る煙（副流煙）からなる。

(5) 受動喫煙防止対策状況等の区分

施設の態様に応じた受動喫煙防止対策状況等を次表のとおりとする。

受動喫煙防止対策状況等の区分

区分		説明
禁煙	敷地内	施設全体(敷地を含む)を全面禁煙とする。
	施設内	施設内を全面禁煙とする
分	煙	施設内に喫煙場所を設置し、換気装置(換気扇等)で環境たばこ煙を強制換気することにより、喫煙場所から他の非喫煙空間へ環境たばこ煙が完全に流れ出ないようにする
その他	空気清浄機等	施設内に喫煙場所を設置し、空気清浄機等で環境たばこ煙を軽減する
	喫煙場所の設置	施設内に喫煙場所(灰皿の配置のみ)を設置
	禁煙タイムの実施	禁煙タイムにより喫煙時間を制限
	未対策	自由に吸える

※1 環境たばこ煙: 空気中に拡散したたばこの煙。喫煙者が吸い込む煙(主流煙)とたばこの先から立ち上る煙(副流煙)からなる。

2 その他の区分欄の該当施設は、受動喫煙防止が未対策の施設。